

## 八千代市防犯カメラの設置及び管理運用に関する基準

### (目的)

第1条 この基準は、市が犯罪の予防を目的として防犯カメラを設置し、又は管理運用することに関し、必要な事項を定めることにより、市民等の安全の確保及び権利を保護することを目的とする。

### (定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 防犯カメラ 特定の場所に継続的に設置される撮影装置であつて、撮影した画像を表示し、又は記録する機能を有する。
- (2) 画像 防犯カメラにより記録された画像であつて、当該画像から特定の個人を識別することができるものをいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、通勤し、若しくは通学し、又は市内に滞在し、若しくは通過する者をいう。

### (防犯カメラ管理責任者)

第3条 市は、防犯カメラの適正な設置、管理運用並びに画像の取り扱いを行うために、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

- 2 管理責任者は、総務部危機管理課長とする。
- 3 管理責任者を補佐するために、防犯カメラ管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置くものとする。
- 4 管理取扱者は、総務部危機管理課防犯担当職員をもって充てる。

### (防犯カメラの設置に係る措置)

第4条 管理責任者は、防犯カメラを設置するに際して、次の措置を講じなければならない。

- (1) 市の区域を管轄する警察署の意見を聴いたうえで、犯罪が多く発生している地域の道路等に防犯カメラを設置するものとする。
- (2) 市民等の権利保護を図るために、防犯カメラの撮影対象区域を設置目的の達成に必要な最小限の範囲となるように調整すること。
- (3) 防犯カメラを設置する箇所又はその付近に防犯カメラを設置している旨並びに

設置者の名称を表示しなければならない。

(画像等の安全管理)

第5条 管理責任者は、防犯カメラによって撮影された画像の安全管理のために、次の措置を講じなければならない。

- (1) 画像及び記録媒体の取扱者を定めるとともに、画像及び記録媒体にアクセスできるものを限定すること。
- (2) 画像の保管期間（重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間）は2週間以内とすること。また、当該期間経過後は速やかに画像の消去を行う。
- (3) 記録媒体の廃棄は、破碎処分等画像を識別することができない方法により行う。
- (4) 画像は加工せずに、撮影時の状態のまま保管すること。ただし、市民等から画像の開示請求があつて、当該画像を開示する場合及び市民等個人のプライバシーの保護を図る必要がある場合は、この限りではない。
- (5) 記録媒体は施錠等により保護された場所に保管すること。
- (6) 画像の閲覧は、管理責任者又は管理取扱者が行い、かつ管理責任者が指定した場所で行うこと。
- (7) 記録媒体を録画機器の設置場所以外への持ち出しを禁止すること。ただし、保守点検等の理由により管理責任者が許可した場合は、この限りではない。
- (8) その他、画像及び記録媒体の不正利用、外部漏えい、改ざん及び遺失等を防止するために必要な措置を講ずる。

(目的外利用及び外部提供)

第6条 画像及び記録媒体の内容は、公開してはならない。ただし、画像から識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意がある場合又は法令に基づく場合は、管理責任者は画像及び記録媒体を設置目的以外の目的（以下「目的外」という。）に利用し、又は第三者に提供することができる。なお、この場合においては第5条第2号に規定する記録媒体の保管期間を延長することができる。

2 管理責任者は画像又は記録媒体を目的外のために利用等をしたときは、次の各号に掲げる事項を記録保存しておかなければならない。

- (1) 利用等の日時
- (2) 利用等の目的

(3) 利用し又は提供される者

(4) 利用等をする画像の範囲

(開示請求)

第7条 管理責任者は本人から、当該本人が識別される画像の開示を求められたときは、本人に対し、当該画像を開示するよう配慮しなければならない。

(苦情処理)

第8条 管理責任者は、市民等から防犯カメラの設置、運用等に関する苦情等を受けたときは、速やかに対応し、適切な処置を講じなければならない。

(防犯カメラに係る画像の取扱等)

第9条 画像の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に定めるところによる。

第10条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この基準は平成27年 1月 8日から施行する。

附則

この基準は平成31年 4月 1日から施行する。

附則

この基準は令和5年 7月 20日から施行する。